

石狩川下流水防連絡協議会の規約改定について

石狩川下流水防連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、石狩川下流水防連絡協議会（以下『協議会』という。）と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、札幌開発建設部が管理する一級河川の水害の防止を図るため、重要水防箇所所周知及び河川水防情報の提供等を通じて関係各機関が密接な連携を図り、流域住民の安全を確保することを目的とする。

(事業)

第3条 この協議会は次の事業を行う。

- (1) 重要水防箇所周知に関する事。
- (2) 水防情報、水防警報、洪水予警報の連絡に関する事。
- (3) 合同の河川巡視に関する事。
- (4) 水防訓練に関する事。
- (5) 水防資材の整備状況に関する事。
- (6) 指定水防管理団体の協議会、水防計画に関する事。
- (7) その他

(組織)

第4条 協議会は、別表－1に掲げる関係機関をもって組織する。

2 協議会に委員会、幹事会及び部会を置く。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

会長1名 副会長1名 委員若干名
幹事長1名 幹事若干名 部会長1名

(会長及び副会長)

第6条 会長は協議会を代表し、副会長と共に会務を統括する。

- 2 会長は、札幌開発建設部長をもってあてる。
- 3 副会長は委員の中から会長が指名する。

(委員及び委員会)

第7条 委員は関係機関の長並びに担当部局長をもってあてる。

- 2 委員会は必要に応じて会長が招集し、協議会の運営についての基本方針を決定する。

(幹事長)

第8条 幹事長は会長の下にあつて幹事会を運営し会務を処理する。

- 2 幹事長は札幌開発建設部事業調整官をもってあてる。

(幹事及び幹事会)

第9条 幹事は別表－1に掲げる関係機関の担当者をもってあてる。

- 2 幹事会は必要に応じて幹事長が招集し、協議会の目的達成のための事業を推進する。
- 3 幹事会の事業は委員会に報告し、その承認を受ける。
- 4 幹事長は委員会の承認を受けた後、速やかに部会に通知し、その指導にあたるものとする。

(部会長)

第10条 部会長は部会を運営し、会務を処理する。2 部会長は札幌河川事務所長、江

別河川事務所長、岩見沢河川事務所長、滝川河川事務所長とする。

3 部会長が不在となったとき、部会長代行を幹事長が指名する。

(部会)

第11条 部会は別表-1に掲げる関係機関の担当者をもって組織する。

2 部会は必要に応じ部会長が招集し、協議会の目的達成のための事業の実施を行う。

3 部会長は事業の実施にあたり計画書を作成し、幹事長に報告するものとする。

4 部会長は部会事務の運営経過等について幹事長に報告するものとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は札幌開発建設部防災課に置く。

2 部会の事務局は札幌河川事務所、江別河川事務所、岩見沢河川事務所、滝川河川事務所
所に置く。

第13条 この規約に定めるもののほか必要な事項については委員会の決定による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和57年7月1日から施行する。
- 2 昭和59年4月5日から一部改正する。(日本国有鉄道札幌・旭川鉄道管理局の加入)
- 3 昭和62年4月8日から一部改正する。(日本国有鉄道組織改革に伴う呼称等)
- 4 昭和63年4月8日から一部改正する。(石狩川開発建設部の組織変更に伴う組織の名称及び役職名等)
- 5 平成元年4月10日から一部改正する。(北海道電力株式会社の加入)
- 6 平成2年4月13日から一部改正する。(石狩川開発建設部の組織変更に伴う組織の名称)
- 7 平成7年4月14日から一部改正する。(札幌土木現業所、札幌市の組織変更に伴う組織名称及び役職名等)
- 8 平成8年4月12日から一部改正する。(石狩支庁、空知支庁、北海道旅客鉄道株式会社の組織変更に伴う組織の名称)
- 9 平成9年6月1日から一部改正する。(北海道の組織変更に伴う組織名称及び役職名等)
- 10 平成10年4月1日から一部改正する。(北海道旅客鉄道株式会社の組織変更に伴う組織の名称)
- 11 平成12年4月14日から一部改正する。(石狩川開発建設部、北海道電力株式会社の組織変更に伴う組織名称及び役職名)
- 12 平成16年4月15日から一部改正する。(滝川市及び北海道電力株式会社の組織変更に伴う組織名称及び役職名)
- 13 平成16年4月15日から一部改正する。(札幌開発建設部の加入)
- 14 平成17年4月13日から一部改正する。(札幌管区気象台の加入及び札幌土木現業所管理課長の加入)
- 15 平成17年4月13日から一部改正する。(札幌開発建設部の組織変更に伴う組織名称及び役職名)
- 16 平成18年4月17日から一部改正する。(石狩支庁、空知支庁の地域政策課の所

掌の変更に伴う変更)

- 17 平成18年4月17日から一部改正する。(岩見沢市、栗沢町、北村の市町村合併に伴う変更)
- 18 平成18年4月17日から一部改正する。(美唄市の組織改定に伴う変更)
- 19 平成20年4月17日から一部改正する。(札幌開発建設部及び石狩川開発建設部の組織変更に伴う組織名称及び役職名)
- 20 平成21年4月21日から一部改正する。(石狩川開発建設部の組織変更に伴う組織名称及び役職名)
- 21 平成22年4月21日から一部改正する。(開発局の組織改正及び北海道の機構改正に伴う変更)
- 22 平成23年5月25日から一部改正する。(札幌開発建設部の組織変更に伴う組織名称及び役職名)
- 23 平成26年4月21日から一部改正する。(札幌管区気象台の組織変更に伴う組織名称及び役職名)
- 24 平成26年4月21日から一部改正する。(旭川地方気象台の組織変更に伴う組織名称及び役職名)
- 25 平成26年4月21日から一部改正する。(札幌市の組織変更に伴う組織名称及び役職名)
- 26 平成27年4月17日から一部改正する。(札幌開発建設部の組織変更に伴う組織名称及び役職名)
- 27 平成28年4月22日から一部改正する。(夕張市、歌志内市、上砂川町の加入)
- 28 平成28年4月22日から一部改正する。(北海道及び札幌市の組織変更に伴う組織名称及び役職名)
- 29 平成28年5月27日から一部改正する。(「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組に伴う減災対策委員会の設置等)
- 30 平成29年4月21日から一部改正する。(滝川市の組織変更に伴う役職名)
- 31 平成29年7月5日から一部改正する。(「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組を行う新たな協議会設立による変更)

石狩川下流水防連絡協議会規約の一部を次のように改正する。

改正（案）	現行
<p>(名称) 第1条 (略)</p> <p>(目的) 第2条 この協議会は、札幌開発建設部が管理する一級河川の水害の防止を図るため、重要水防箇所の周知及び河川水防情報の提供等を通じて関係各機関が密接な連携を図り、流域住民の安全を確保することを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 この協議会は次の事業を行う。 (1) 重要水防箇所の周知に関する事。 (2) 水防情報、水防警報、洪水予警報の連絡に関する事。 (3) 合同の河川巡視に関する事。 (4) 水防訓練に関する事。 (5) 水防資材の整備状況に関する事。 (6) 指定水防管理団体の協議会、水防計画に関する事。 (7) その他</p> <p>(組織) 第4条 協議会は、別表-1に掲げる関係機関をもって組織する。 2 協議会に委員会、幹事会及び部会を置く。</p> <p>第5条～第13条 (略)</p> <p>附則 1～30 現行通り 31 平成29年7月5日から一部改正する。（「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組を行う新たな協議会設立による変更）</p>	<p>(名称) 第1条 (略)</p> <p>(目的) 第2条 この協議会は、札幌開発建設部が管理する一級河川の水害の防止や軽減を図るため、重要水防箇所の周知及び河川水防情報の提供及び減災に関する取組等を通じて関係各機関が密接な連携を図り、流域住民の安全を確保することを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 この協議会は次の事業を行う。 (1) 重要水防箇所の周知に関する事。 (2) 水防情報、水防警報、洪水予警報の連絡に関する事。 (3) 合同の河川巡視に関する事。 (4) 水防訓練に関する事。 (5) 水防資材の整備状況に関する事。 (6) 指定水防管理団体の協議会、水防計画に関する事。 (7) 減災の取組に関する事 (8) その他</p> <p>(組織) 第4条 協議会は、別表-1に掲げる関係機関をもって組織する。 2 協議会に委員会、幹事会及び部会を置く。 3 事業を行うにあたり、別に定める減災対策委員会を置くものとする。</p> <p>第5条～第13条 (略)</p> <p>附則 1～30 (略)</p>